

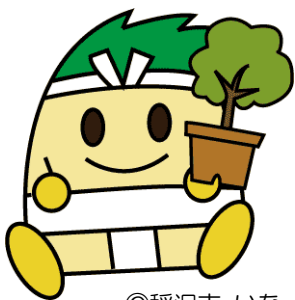


生物多様性地域戦略

生物多様性いなざわ戦略

～「自然と共生する」稲沢～（初版）

令和元（2019）年度～令和 10（2028）年度



©稲沢市 いなッピー

稲沢市



目 次

第1章 生物多様性とは	
（1）生物多様性の説明	1
（2）日本の生物多様性の危機	2
（3）生物多様性の保全に関する社会的流れ	2
第2章 生物多様性いなざわ戦略の概要	
（1）本戦略の位置付け	7
（2）対象となる地域	7
（3）計画の期間	7
第3章 稲沢市の現状	
（1）稲沢市動植物生息調査	8
（2）祖父江自生ヘイケボタルの生息調査結果報告	13
第4章 環境目標の達成に向けた取組	
（1）豊かな自然環境、良好な景観、歴史的・文化的 資源の保全	14
（2）身近で豊かな緑づくり及び水辺の創出、ビオトープなどの整備	16
（3）外来種対策	18
（4）人と自然との豊かなふれあいを実現する仕組み づくり	20
（5）広域的な取組	21
第5章 戦略の推進	
（1）推進体制	23
（2）進行管理の方法	24



市の木 クロマツ



市の花 キク

第1章 生物多様性とは

(1) 生物多様性の説明

地球上には 3,000 万種とも推定される生物が存在し、人間はその生物の恵みを享受して生存しています。

生物多様性条約では、すべての生物において、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性の3つのレベルで多様性があるとしています。

生態系の多様性とは、河川、森林、湿原、里地里山、草原、人工林などといったいろいろなタイプの生態系がそれぞれの地域に形成されていることです。

種の多様性とは、いろいろな動物・植物や菌類・バクテリアなどが生息・生育していることです。日本は、南北に長く複雑な地形のため、9万種以上が知られており、未知のものも含めると 30 万種を超えると推定されています。生物の保全を考えると、種数や個体数だけでなく、種の固有性を保全していくことが重要です。

遺伝子の多様性とは、同じ種であっても遺伝子レベルで違いがあることです。ナミテントウ（テントウムシ）の模様はさまざまですが、遺伝子の違いによるものです。

このように、自然界のいろいろなレベルにおいて違いがあることが、長い進化の歴史において受け継がれ、現在の生物多様性があります。生物多様性の保全にあっては、それぞれの地域での固有の生態系や生物相の違いを保全していくことが重要です。

なぜなら、私たちの暮らしは、食料や水、気候の安定など、多様な生物が関わりあう生態系からの恵みによって支えられているからです。

欠かすことができない大気と水(基盤サービス)

植物が酸素を生み、森林が水循環のバランスを整えるなど、生命の生存基盤は多くの生きものの営みによって成り立っています。

食料などの提供(供給サービス)

食卓を飾る野菜、魚、肉などの食料や新聞や本などの紙製品も日常生活で利用されています。

自然に守られる暮らし(調整サービス)

豊かな森林や河川の保全は、安全な水の確保や山地災害の軽減、土壌流出防止など安心して暮らせる環境の確保につながります。

文化的な価値(文化的サービス)

地域の特色ある風土に根ざした食文化や芸能、自然とのふれあいから生まれる豊かな心を育みます。



(2) 日本の生物多様性の危機

稲沢市自生ヘイケボタル

第1の危機

鑑賞や商業利用のための乱獲、過剰な採取や埋め立てなどの開発によって、生息環境を悪化・破壊するなど、人間活動が自然に与える影響は大です。

第2の危機

里地里山などの手入れ不足により自然の質が低下し、生態系のバランスが崩れ、里地里山の動植物が絶滅の危機にさらされています。ホタルもその一例です。シカやイノシシなどの個体数の増加も生態系に大きな影響を与えています。

第3の危機

外来種が在来種を捕食したり、生息場所を奪ったり、交雑して遺伝的な攪乱をもたらしています。また、化学物質の中には動植物への毒性をもつものがあり、それらが生態系に影響を与えています。

第4の危機

地球温暖化は国境を越えた大きな課題です。平均気温が1.5～2.5度上がると、氷が溶け出す時期が早まったり、高山帯が縮小されたり、海面温度が上昇したりすることによって、動植物の20～30%は絶滅のリスクが高まると言われています。

この4つの危機を受けて、日本の野生動植物の約3割が絶滅の危機に瀕していると言われています。

(3) 生物多様性の保全に関する社会的流れ

① 生物多様性条約

平成4（1992）年に「生物の多様性に関する条約」（以下、「生物多様性条約」という。）が採択され、同年にブラジルのリオ・デジャネイロで開催された「環境と開発に関する国際連合会議（地球リオ・サミット）」より署名が開始されました。同サミットにおいては、「気候変動に関する国際連合枠組条約」も同様に署名が開始されており、現在、世界規模で問題となっている環境に関する条約は同年に制定された双子の条約といえます。日本は平成5（1993）年に18番目の締約国として生物多様性条約を締結しています。

この条約は、生物全般の保全に関する包括的な国際枠組みを設けるために作成されたもので、その目的には、「生物多様性の保全」、「その持続可能な利用」及び「遺伝資源から得られる利益の公正かつ衡平な配分」が掲げられます。

② 生物多様性国家戦略

わが国では平成 7（1995）年に「生物多様性国家戦略」が、平成 14（2002）年にはその国家戦略を見直した「新・生物多様性国家戦略」が策定されました。平成 19（2007）年には、更に見直しを行った「第三次生物多様性国家戦略」が閣議決定されています。

平成 22（2010）年 3 月には、「生物多様性基本法」に基づく初めての国家戦略である「生物多様性国家戦略 2010」が閣議決定され、その中で平成 24（2012）年までにすべての都道府県が生物多様性地域戦略の策定に着手していることが目標として掲げられました。

平成 24（2012）年 9 月には、COP10 の成果や愛知目標、東日本大震災の経験などを踏まえ「生物多様性国家戦略 2012-2020」が閣議決定されました。

そして、令和 5（2023）年 3 月 31 日、6 番目の国家戦略（生物多様性基本法に基づく国家戦略としては 3 番目）「生物多様性国家戦略 2023-2030」が閣議決定されました。これは、新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に対応し、ネイチャーポジティブ実現に向けた社会の根本的変革を強調するものです。

③ 生物多様性基本法

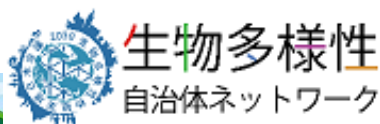
わが国では平成 20（2008）年に、「生物多様性基本法」が制定されました。この基本法では、生物多様性の保全と持続可能な利用の基本原則を定め、それらに関する施策の基本となる事項を規定しています。また、生物多様性地域戦略の策定などとして「都道府県及び市町村は、（中略）生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。」と規定されました。

④ 生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）

平成 22（2010）年 10 月には愛知県名古屋市において「生物多様性条約第 10 回締約国会議」（以下、「COP10」という。）が開かれました。COP10 では、令和 32（2050）年までの中長期目標と令和 2（2020）年までの短期目標として 20 の個別目標が合意され、「愛知目標」として採択されました。

⑤ 生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）

令和 4（2022）年 12 月に開催された「生物多様性条約第 15 回締約国会議」（以下、「COP15」）において、愛知目標に代わる新たな国際目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、令和 32（2050）年までの中長期目標と、令和 12（2030）年までの短期目標及び 23 の個別目標が定められました。



稲沢市は、「2030 生物多様性枠組実現日本会議」と協働する生物多様性自治体ネットワークの参画団体です。

基礎知識

昆明・モンテリオール生物多様性枠組の ビジョンとミッション及び行動目標

昆明・モンテリオール生物多様性枠組は、令和32（2050）年までに「自然と共生する」世界を実現するビジョン（中長期目標）をもって、令和12（2030）年までにミッション（短期目標）及び23の個別目標の達成を目指すものです。

ビジョン（中長期目標【2050年】）

自然と共生する（Living in harmony with nature）世界

2050年ゴール

- A・生態系の健全性、連結性、レジリエンスの維持・強化・回復。自然生態系の面積増加
 - ・人による絶滅の阻止、絶滅率とリスクの削減。在来野生種の個体数の増加
 - ・遺伝的多様性の維持、適応能力の保護
- B 生物多様性が持続可能に利用され、自然の寄与が評価・維持・強化
- C 遺伝資源、デジタル配列情報、遺伝資源に関連する伝統的知識の利用による利益の公正かつ衡平な配分と2050年までの大幅な増加により、生物多様性保全と持続可能な利用に貢献
- D 年間7,000億ドルの生物多様性の資金ギャップを徐々に縮小し、枠組実施のための十分な実施手段を確保

ミッション(短期目標【2030年】)

自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる

2030年ターゲット(23の目標)

(1) 生物多様性への脅威を減らす

1	すべての地域を参加型・統合的で生物多様性に配慮した空間計画下及び/又は効果的な管理プロセス下に置く
2	劣化した生態系の30%の地域を効果的な回復下に置く
3	陸と海のそれぞれ少なくとも30%を保護地域及びOECMにより保全
4	絶滅リスクを大幅に減らすために緊急の管理行動を確保、人間と野生生物との軋轢を最小化
5	乱獲を防止するなど、野生種の利用等が持続的かつ安全、合法的なものにする
6	侵略的外来種の導入率及び定着率を50%以上削減
7	環境中に流出する過剰な栄養素の半減、農薬及び有害性の高い化学物質による全体的なリスクの半減、プラスチック汚染の防止・削減
8	自然を活用した解決策/生態系を活用したアプローチ等を通じた、気候変動による生物多様性への影響の最小化

(2) 人々のニーズを満たす

9	野生種の管理と利用を持続可能なものとし、人々に社会的、経済的、環境的な恩恵をもたらす
10	農業、養殖業、漁業、林業地域が持続的に管理され、生産システムの強靱性及び長期的な効率性と生産性、並びに食料安全保障に貢献
11	自然を活用した解決策/生態系を活用したアプローチを通じた、自然の寄与の回復、維持、強化
12	都市部における緑地・親水空間の面積、質、アクセス、便益の増加、及び生物多様性を配慮した都市計画の確保
13	遺伝資源及びデジタル配列情報に係る利益配分の措置をとり、アクセスと利益配分に関する文書に従った利益配分の大幅な増加を促進

(3) ツールと解決策

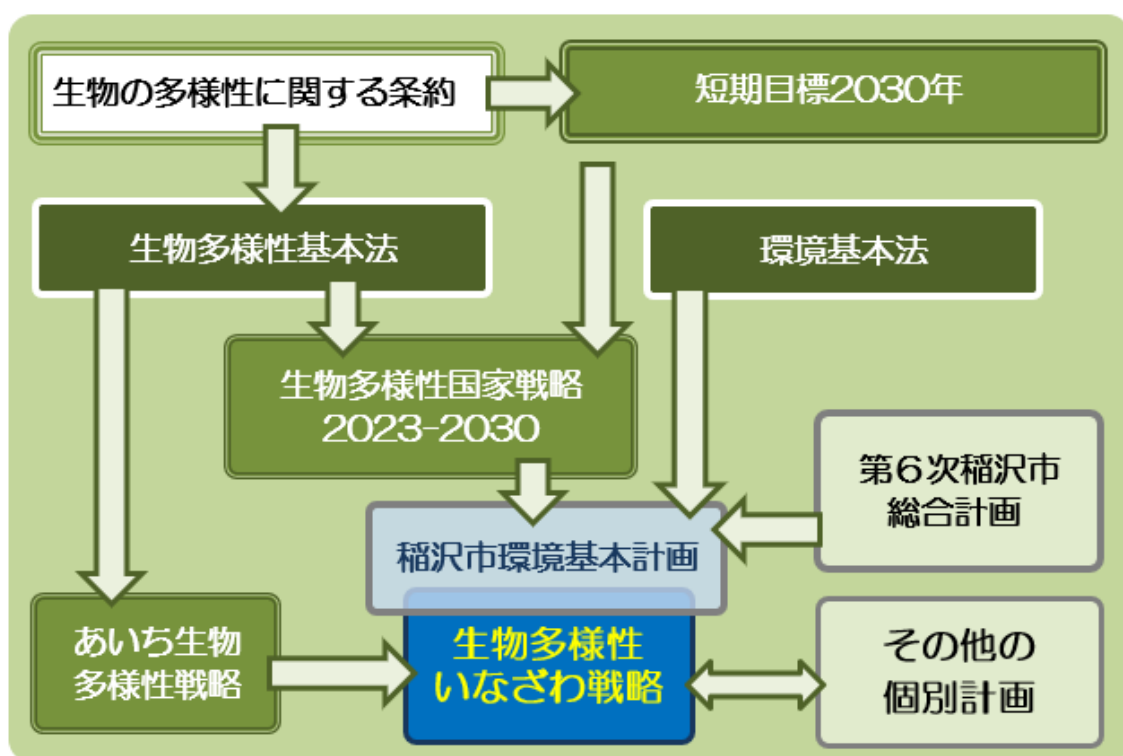
14	生物多様性の多様な価値を、政策・方針、規制、計画、開発プロセス、貧困撲滅戦略、戦略的環境アセスメント、環境インパクトアセスメント及び必要に応じ国民勘定に統合することを確保
15	生物多様性への負荷を削減し、正の影響を増加するために、事業者（ビジネス）が、特に大企業や金融機関等は確実に、生物多様性に係るリスク、生物多様性への依存や影響を評価・開示し、持続可能な消費のために必要な情報を提供するための措置を講じる
16	適切な情報により持続可能な消費の選択を可能とし、食料廃棄の半減、過剰消費の大幅な削減、廃棄物発生的大幅削減等を通じて、グローバルフットプリントを削減
17	バイオセーフティのための措置、バイオテクノロジーの取り扱い及びその利益配分のための措置を確立
18	生物多様性に有害なインセンティブ（補助金等）の特定、及びその廃止又は改革を行い、少なくとも年間 5,000 億ドルを削減するとともに、生物多様性に有益なインセンティブを拡大
19	あらゆる資金源から年間 2,000 億ドル動員、先進国から途上国への国際資金は 2025 年までに年間 200 億ドル、2030 年までに年間 300 億ドルまで増加
20	能力構築及び開発並びに技術へのアクセス及び技術移転を強化
21	最良の利用可能なデータ、情報及び知識を、意思決定者、実務家及び一般の人々が利用できるようにする
22	先住民及び地域社会、女性及び女兒、こども及び若者、障害者の生物多様性に関連する意思決定への参画を確保
23	女性及び女兒の土地及び自然資源に関する権利とあらゆるレベルで参画を認めることを含めたジェンダーに対応したアプローチを通じ、ジェンダー平等を確保

第2章 生物多様性いなざわ戦略の概要

(1) 本戦略の位置付け

本戦略は、稲沢市環境基本条例に基づく「第3次稲沢市環境基本計画」の環境目標である「人と自然がふれあえる快適な環境の創出」を具体化する上で、稲沢市に生息・生育する様々な生き物と、それらの生息・生育環境を保全しながら、自然環境の持続可能な利用を推進するための計画です。

生物多様性いなざわ戦略の位置付け



(2) 対象となる地域

本戦略の対象とする地域は、稲沢市全域とします。

(3) 計画の期間

本戦略の計画期間は、「第3次稲沢市環境基本計画」と同様に、令和元（2019）年度から令和10（2028）年度までの10年間とします。計画期間は前期と後期の5か年ごとに区切り、中間年度においては状況に応じて見直しを行います。

第3章 稲沢市の現状

(1) 稲沢市動植物生息調査

平成 23 (2011) 年度から平成 27 (2015) 年度までの5年間、「子どもの学び支援 Moegi21」に動植物生息調査を委託しました。この団体は平成 11 (1999) 年に設立され、子ども達に自然や環境の学習を行ったり、独自の調査をしたりと、稲沢市の持続可能な自然環境の保全対策に資する基礎資料を作成していただくよう委託しました。

平成 27 (2015) 年度末に報告書が完成し、概要版を 1,000 部作成し、平成 28 (2016) 年度当初に、市内小中学校に配布し、併せて市のホームページにも次のとおり掲載しています。

「木曽川の河川敷(「木曽川そぶえ砂丘自然林」と同団体は呼ぶ。)には、かつて木曽川の砂が西風によって吹き上げられ、河川砂丘が発達していた。それが木曽川大堰によってせき止められ、豊富な水が湛えられ、そのおかげで自然林や葦原が発達して多くの生き物の生息域となったと考えられる。また、このダム湖のおかげで旅鳥の休息池としての役割も果たし、たくさんの種類の鳥が観察される場所になってきている。

祖父江支所地区は平成 23 (2011) 年度の調査対象地区であるが、その時の調査では他の地域と比べ、動植物の種類や数が極めて顕著であった。特に野鳥の種類については県内でも 1, 2 を争う場所で、稲沢市の貴重な財産であるとともに今後の自然環境の維持促進のためにも継続観察が必要と判断したので、期間中継続して調査した。」

稲沢市の生き物
 環境庁環境物産局環境情報部 環境調査課(調査期間：平成23年度～27年度)
 ◎ 市内に生息する希少な野鳥(絶滅危惧種・準絶滅危惧種)
 市内にはレッドデータブックに掲載される希少な野鳥が生息したり繁殖しています。今回、その一部は絶滅危惧種、準絶滅危惧種、希少な絶滅危惧種を調査します。

オオソリ(絶滅危惧種) ツバメ(絶滅危惧種) ツバメ(絶滅危惧種) ツバメ(絶滅危惧種)
 ツバメ(絶滅危惧種) ツバメ(絶滅危惧種) ツバメ(絶滅危惧種) ツバメ(絶滅危惧種)
 ツバメ(絶滅危惧種) ツバメ(絶滅危惧種) ツバメ(絶滅危惧種) ツバメ(絶滅危惧種)

希少な野鳥の生息地

オオソリ	絶滅	ツバメ	絶滅	ツバメ	絶滅
ツバメ	絶滅	ツバメ	絶滅	ツバメ	絶滅
ツバメ	絶滅	ツバメ	絶滅	ツバメ	絶滅
ツバメ	絶滅	ツバメ	絶滅	ツバメ	絶滅
ツバメ	絶滅	ツバメ	絶滅	ツバメ	絶滅
ツバメ	絶滅	ツバメ	絶滅	ツバメ	絶滅
ツバメ	絶滅	ツバメ	絶滅	ツバメ	絶滅
ツバメ	絶滅	ツバメ	絶滅	ツバメ	絶滅
ツバメ	絶滅	ツバメ	絶滅	ツバメ	絶滅
ツバメ	絶滅	ツバメ	絶滅	ツバメ	絶滅

○ 市内で多く見られる昆虫とその食べ物(食草等)
 昆虫(主に幼虫)は種類によって食べ物が決まっています。市内では野菜や雑草、川の中生き物、道端の草など、それぞれを食べ物として次のような昆虫を多く見かけました。

昆虫の食べ物	昆 虫	昆虫の食べ物	昆 虫
ミカンやキンカン	ナミアゲハやクロアゲハ	エノキ	ツバメチョウやゴマダラチョウ
イチジクやクワ	カミキリムシのなかま	クスノキ	アオスジアゲハ
ヤナギ	コムラサキ	雑草や朽木	カブトムシやクワガタ
キャベツ	モンシロチョウ	ウリのなかま	ウリハムシやクワリハムシ
マメのなかま	マメコガネ	ニンジンやセリ	キアゲハ
スイバやギンギン	ベニシジミ	パンジーやスミレ	ツバメロヒョウモン
カタバミ	ヤマトシジミ	ハギやメドハギ	キタキチョウ
ウメノズクサ	ジャコウアゲハ	シロフメクサ	モンキチョウ
アブラムシ	テントウムシのなかま	肉食	カマキリやトンボのなかま

※ 温暖化によりよく見かけるようになった昆虫

ツバメロヒョウモン ナガサキアゲハ アオドクガネ

稲沢市動植物生息調査報告書 概要版 (平成 28年 3月)
 発行：稲沢市 企画：稲沢市経済環境政策推進課 (0567-36-3710)
 調査・編集・資料提供：子どもの学び支援 Moegi21
 ※本資料に使用した写真は全て稲沢市内において撮影されたものです

野鳥

5年間で絶滅危惧種のハヤブサや準絶滅危惧種のオオタカやミサゴなど、174種の野鳥の飛来を確認しました。

注●：市内で初めて確認 ○：市内での継続確認

絶：絶滅危惧種 準：準絶滅危惧種を表す。 国は環境省 県は愛知県

旅：旅鳥 夏：夏鳥 冬：冬鳥 漂：漂鳥 留旅：留鳥

No.	希少種		野鳥名			年度				
	国	県	名称	科名		H23	H24	H25	H26	H27
1	絶		アオバズク	フクロウ	夏	○	-	-	-	
2	絶		アカハラ	ヒタキ	冬	○	○	○	○	○
3	準		オオタカ	タカ	留	○	○	○	○	○
4	絶		カワアイサ	カモ	冬	●	○	○	○	○
5	準		クイナ	クイナ	冬	-	●	-	-	
6	絶	絶	コアジサシ	カモメ	夏	-	●	○	○	○
7	準		コサメビタキ	ヒタキ	夏	○	○	○	○	○
8	絶	絶	サシバ	タカ	夏	-	○	-	○	
9	絶		サンショウクイ	サンショウクイ	夏	-	●	○	○	○
10	絶	絶	ズグロカモメ	カモメ	冬	-	●	○	-	○
11	絶	絶	セイタカシギ	セイタカシギ	留	-	-	●	-	
12	絶		タカブシギ	シギ	旅	-	●	○	-	
13	準		チュウサギ	サギ	夏	○	○	○	○	○
14	絶	絶	チュウビ	タカ	冬	○	○	○	○	○
15	準		ツツリ	カッコウ	夏	-	○	○	○	○
16	準		ツミ	タカ	夏	-	-	○	-	○
17	絶	絶	トモエガモ	カモ	冬	●	○	○	○	
18	絶		ハイロチュウビ	タカ	冬	-	-	○	-	
19	準		ハイタカ	タカ	留	○	○	○	○	○
20	準	準	ハマシギ	シギ	冬	●	○	○	○	○
21	絶	絶	ハヤブサ	ハヤブサ	留	○	○	○	○	○
22	絶		バン	クイナ	留	○	-	-	-	○
23	準	絶	ヒクイナ	クイナ	夏					●
24	準		フクロウ	フクロウ	留	○	-	-	-	
25	絶	絶	ブッポウソウ	ブッポウソウ	旅	-	-	-	●	
26	絶		ホオアカ	ホオジロ	漂	-	-	-	-	●
27	準		マガン	カモ	冬	●	○	-	○	
28	準	絶	ミサゴ	ミサゴ	留	○	○	○	○	○
29	準		ヤマシギ	シギ	漂	-	-	-	●	
30	準	絶	ヨタカ	ヨタカ	夏	-	-	-	-	○
1年間に観測された野鳥の数						100	136	125	132	128

【撮影者：伊藤利春氏】



コアジサシ



カワセミ

昆虫

昆虫も木曽川そぶえ砂丘自然林に多く見られました。

トンボ目	24 種	バッタ目	33 種
カメムシ目	49 種	コウチュウ目	100 種
ハエ目	41 種	チョウ目	39 種
チョウ目 (ガの仲間)	39 種	ハチ目	46 種
カゲロウ目	1 種	ゴキブリ目	2 種
カマキリ目	3 種	ナナフシ目	1 種
アミメカゲロウ目	6 種	ネジレバネ目	1 種
			合計 385 種



コムラサキ



ハグロトンボ

水生生物

市内の田畑の多くが宮田用水系の水を利用しているため、市内の水路に生息する水生生物は共通していました。外来種のカダヤシ、サカマキガイ、スクミリンゴガイ、ミシシippアカミミガメなどは個体数が増えていることが確認できました。

- ◆調査期間：平成 23（2011）年 7 月から平成 27（2015）年 8 月
- ◆調査地：千代田市民センター地区
- ◆確認個体数：1～2△ 3～5○ 6から9◎ 10以上●
但し平成 23（2011）年度の◎は確認のみを示す



ミシシippアカミミガメ



ミナミメダカ

No.	類	種	科	H23	H24	H25	H26	H27	備考
1	魚類	オイカワ	コイ				△		
2		カダヤシ	カダヤシ		△	△	△	◎	外来種
3		コイ	コイ			△			
4		タイリクバラタナゴ	コイ	@	△	△	△	△	外来種
5		タモロコ	コイ			△	△	○	
6		ドジョウ	ドジョウ	@		○	◎	◎	
7		ドンコ	ハゼ	@	△	△		○	県(EN)
8		フナ	コイ	@	△	●	●	●	
9		ミナミメダカ	メダカ	@	◎	●	●	●	国(VU) 県(NT)
10		モツゴ	コイ	@	◎	◎	●	●	
11		ヨシノボリ	ハゼ		○	○	○	◎	
12	貝類	カラスガイ	イシガイ	@	△			△	
13		サカマキガイ	サカマキガイ			○	◎	●	外来種
14		スクミリンゴガイ	リンゴガイ		◎	○	●	○	外来種
15		ドブガイ	イシガイ	@		△			
16		ヒメタニシ	タニシ		◎	○	●	●	
17		マルタニシ	タニシ	@					
18		モノアラガイ	モノアラガイ					◎	
19	昆虫類	アメンボ	アメンボ	@	◎	○	◎		
20		イトトンボ幼虫	イトトンボ		△				
21		ガムシ	ガムシ	@					
22		ギンヤンマ幼虫	ヤンマ				△	○	
23		クロゲンゴロウ	ゲンゴロウ		△				
24		コガムシ	ガムシ			○	○		
25		シオカラトンボ幼虫	トンボ			△	○		
26		シマゲンゴロウ	ゲンゴロウ			△			
27		ハイイロゲンゴロウ	ゲンゴロウ					●	
28		マツモムシ	マツモムシ	@					
29	ミズムシ	マツモムシ	@						
30	両生類	ツチガエル	アカガエル			○	●		
31		トノサマガエル	アカガエル				○	○	国(NT)
32		ナゴヤダルマガエル	アカガエル			△	◎	●	国(EN) 県(VU)
33	甲殻類	アメリカザリガニ	アメリカザリガニ	@	○	△	△	○	外来種
34		スジエビ	エビ	@	◎	●	●	●	
35		ヌマエビ	ヌマエビ	@					
36	爬虫類	クサガメ	カメ	@	△			△	
37		ミシシッピアカミミガメ	カメ		△	△	○	○	外来種
38	哺乳類	ヌートリア	ヌートリア				△	△	外来種 痕跡

※ 確認されたその他の水生生物

No.	類	種	科	H23	H24	H25	H26	H27	備考
42	魚類	カムルチー卵塊	タイワンドジョウ			●			稲沢地区 外来種
43		カラドジョウ	ドジョウ			△			稲沢地区 外来種
44		ナマズ	ナマズ			△			小正地区
47	甲殻類	ホウネンエビ	ホウネンエビ		△				大里東地区
41		カブトエビ	カブトエビ						大里東地区
46	昆虫類	ヘイケボタル	ホタル	△					祖父江地区
39	両生類	ウシガエル	アカガエル			△			下津地区 (鳴声)
40	環形動物	ウマビル	ヒルド		△				大里東地区
45	環形動物	ヒル	ヒルド		△				大里東地区



ナマズ



ドジョウ

ビロードテンツキ



希少な動植物

また、市内には、国の環境省や愛知県のレッドリストに掲載される希少な動植物が生息しています。

- ◆表中、CRは絶滅危惧ⅠA類—ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
- ◆ENは絶滅危惧ⅠB類—ⅠA類ほどではないが近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
- ◆VUは絶滅危惧Ⅱ類—絶滅の危険が増大している種
- ◆NTは準絶滅危惧—現時点での絶滅危険度は小さいが生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種

No.	分類	種	科	環境省	愛知県
1	野鳥	アオバズク	フクロウ		絶滅危惧種 (EN)繁殖 (NT)通過
2		アカハラ	ヒタキ		絶滅危惧種 (CR)繁殖
3		オオタカ	タカ	準絶滅危惧種 NT	準絶滅危惧種 (NT)繁殖・越冬
4		カワアイサ	カモ		絶滅危惧種 (VU)越冬
5		クイナ	クイナ		準絶滅危惧種 (NT)越冬
6		コアジサシ	カモメ	絶滅危惧種 VU	絶滅危惧種 (EN)繁殖 (NT)通過
7		コサメビタキ	ヒタキ		準絶滅危惧種 (NT)繁殖
8		サシバ	タカ	絶滅危惧種 VU	絶滅危惧種 (VU)繁殖 (NT)通過
9		サンショウクイ	サンショウクイ	絶滅危惧種 VU	
10		ズグロカモメ	カモメ	絶滅危惧種 VU	絶滅危惧種 (EN)越冬
11		セイタカシギ	セイタカシギ	絶滅危惧種 VU	絶滅危惧種 (VU)繁殖 (NT)越冬
12		タカブシギ	シギ	絶滅危惧種 VU	絶滅危惧種 (EN)通過
13		チュウサギ	サギ	準絶滅危惧種 NT	
14		チュウヒ	タカ	絶滅危惧種 EN	絶滅危惧種 (CR)繁殖 (VU)越冬
15		ツツドリ	カッコウ		準絶滅危惧種 (NT)繁殖
16		ツミ	タカ		準絶滅危惧種 (NT)繁殖
17		トモエガモ	カモ	絶滅危惧種 VU	絶滅危惧種 (VU)越冬
18		ハイロチュウヒ	タカ		絶滅危惧種 (VU)越冬
19		ハイタカ	タカ	準絶滅危惧種 NT	
20		ハマシギ	シギ	準絶滅危惧種 NT	準絶滅危惧種 (NT)越冬
21		ハヤブサ	ハヤブサ	絶滅危惧種 VU	絶滅危惧種 (VU)繁殖 (NT)越冬
22		バン	クイナ		絶滅危惧種 (VU)繁殖 (NT)越冬
23		ヒクイナ	クイナ	準絶滅危惧種 NT	絶滅危惧種 (VU)繁殖 (NT)通過
24		フクロウ	フクロウ		準絶滅危惧種 (NT)繁殖・越冬
25		ブッポウソウ	ブッポウソウ	絶滅危惧種 EN	絶滅危惧種 (EN)繁殖 (VU)通過
26		ホオアカ	ホオジロ		絶滅危惧種 (CR)繁殖
27		マガン	カモ	準絶滅危惧種 NT	
28		ミサゴ	ミサゴ	準絶滅危惧種 NT	絶滅危惧種 (VU)繁殖
29		ヤマシギ	シギ		準絶滅危惧種 (NT)越冬
30		ヨタカ	ヨタカ	準絶滅危惧種 NT	絶滅危惧種 (EN)繁殖 (NT)通過
31	植物	ビロードテンツキ	カヤツリグサ		絶滅危惧種 (VU)
32		カワラアカザ	ヒユ		準絶滅危惧種 (NT)
33		ミズオオバコ	トチカガミ	絶滅危惧種 VU	
34		ミゾコウジュ	シソ	準絶滅危惧種 NT	
35	魚類	ドンコ	ドンコ		絶滅危惧種 (EN)
36		ミナミメダカ	メダカ	絶滅危惧種 VU	準絶滅危惧種 (NT)
37	貝類	マルタニシ	タニシ	絶滅危惧種 VU	準絶滅危惧種 (NT)淡水
38		モノアラガイ	モノアラガイ	準絶滅危惧種 NT	準絶滅危惧種 (NT)淡水
39		ドブガイ	イシガイ		準絶滅危惧種 (NT)淡水
40	両生類	ナゴヤダルマガエル	アカガエル	絶滅危惧種 EN	絶滅危惧種 (VU)
41		トノサマガエル	アカガエル	準絶滅危惧種	
42	哺乳類	カヤネズミ	ネズミ		絶滅危惧種 (VU)

(2) 祖父江自生ヘイケボタルの生息調査結果

平成 16 (2004) 年から平成 30 (2018) 年まで、NPO 法人祖父江のホタルを守る会が稲沢市西部の祖父江支所地区に自然自生するヘイケボタルの保護活動を進めながら、生息調査を実施しました。その調査報告に基づき、承諾を得て原文を抜粋し、記載します。



©稲沢市 いなっピー

◎調査場所は、平成 16 (2004) 年以降生息が確認された 125 地点。

(水田 76 カ所、水田および隣接する水路 18 カ所、排水路 20 カ所、
植木畑脇の深溝 11 カ所)

◎各調査場所の生息数(観測数)は、平成 19 (2007) 年以降急激に減少。平成 21 (2009)・平成 22 (2010) 年に復活をみたものの、平成 25 (2013) 年頃から再び激減し続けている。

◎生息場所の減少も激しく、125カ所の観測地点が現在では10カ所程度になっている(生息域の移動も一部見られたため10カ所程度と表現)。

特に減少が甚だしいのが水田で、76カ所から5カ所まで激減した。

【原因】



ヘイケボタル

- ・初期の急激な減少は、使用される農薬の種類が変化した時期との関連が一因とも考えられ、この頃の赤とんぼの減少時期と酷似している。
- ・最近の5年ほどの間にホタルの生息数・生息場所と激減したが、現場の観測から、これは、畦畔等への除草剤使用の急増との関連が考えられる。(生息域環境悪化による食物連鎖の崩壊、ホタル幼虫の上陸地点の環境崩壊)
- ・コンクリート製の用・排水路でも、底面のわずかな泥が水の生き物の生き残りのための重要な場所となっているが、それが高温、乾燥にさらされたり掃除されて無くなったりすること。
- ・生息場所でも、草本の密集地帯の伐採により、冬季にホタル等にとって貴重な湿潤域が減少したこと。

【まとめ】

長年にわたる調査の結果から、自然環境保護の要因の一つとして、ヘイケボタル等水辺の生き物の生息環境が、人の活動によって、近年さらに大きく変化していることに注目すべきであることが分かりました。

国の平野の水田でほぼ消滅した田んぼのホタル(ヘイケボタル)が、稲沢市に残っているというこの地の特色を見つめ直しそれを活かして、安心・安全なまちづくり、活力あるまちづくりにつなげていきます。つまり、ふるさと稲沢の誇るべき自然環境を回復・保全することが重要と考えられます。

第4章 環境目標の達成に向けた取組

(1) 豊かな自然環境、良好な景観、歴史的・文化的資源の保全

本市は、木曽川の恵みを受け、自然環境豊かな地域を形成しています。木曽川周辺の自然環境や公園・緑地、河川、農用地などの地域資源を引き続き保全・活用します。

<木曽川の豊かな自然>



<環境配慮対策を講じているあぜ>



1) 豊かな自然環境・地域資源の保全と利活用

○行政の役割

木曽川周辺の自然環境や公園・緑地、河川、農用地などの豊かな自然環境・地域資源を引き続き保全・活用します。特に、農用地、河川をつなぐ用水路やあぜ、土手などの多様な生物の生息空間の保全を推進し、また、「稲沢市ホタル保護条例」を制定、自然環境の指標として有効なホタルの保護に取り組む等、生態系ネットワークの形成に努めます。

○市民の役割

豊かな自然環境・地域資源が貴重であること、また、多様な生物の存在を学び、その保全と次世代への普及に努めます。

○事業者の役割

生態系ネットワークの形成に努めるとともに、豊かな自然環境・地域資源が貴重であること、また、多様な生物の存在を認識するとともに、その保全に寄与し、次世代への普及に努めます。



2) 良好な景観、歴史的・文化的資源の保全

○行政の役割

並木の植栽などによる魅力ある道路景観の形成、天然記念物に指定された樹木、稲沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例で指定された保存樹、保存樹林の保全に努めます。

<尾張大國霊神社（国府宮）>



<大塚性海寺歴史公園>



○市民の役割

地域で行う排水路などの清掃活動へ参加したり、農地周辺の用水路やあぜ、土手などの生物の生息空間の保全に協力します。また、野鳥、昆虫、魚類などの身近な生物の保護、身近な生物の生息空間となっている樹林、社寺林や屋敷林などの保全に協力します。

○事業者の役割

地域で行う排水路などの清掃活動などに参加します。また、農地周辺の用水路やあぜ、土手などの生物の生息空間の保全に協力するとともに、排水処理施設については十分処理し得る能力のあるものを設置します。また、事業所内及びその周辺の環境美化に努めるとともに、緑化を推進します。開発事業を行う場合は、地域の生態系の保全に配慮します。

(2) 身近で豊かな緑づくり及び水辺の創出、ビオトープなどの整備

本市は、木曾川の恵みを受け、自然環境豊かな地域を形成し、公園や緑地も順に整備されていますが、ビオトープなども整備し、孤立した自然をつなげ、生態系をネットワーク化し、生物が生息できる場を創出します。

<千代田中学校北側>



<ビオトープながおか>



1) 身近で豊かな緑づくりの推進

○行政の役割

緑豊かな公共空間の創出に努めるとともに、市民が身近に緑を実感できる環境づくりのために、緑化の推進を図る生垣設置の奨励、花のある身近な環境づくりの推進、工場や事業所などにおける敷地内緑化の促進など、民有地における緑化を支援します。

また、市面積の4割以上を占める田畑において、農作物の施肥基準に沿った適正な施肥の推進や田畑も含めた除草剤の適正使用及びその啓発に努めます。さらに、環境負荷の低減を重視した環境保全型農業を推進する取組が一層求められており、具体的には、農薬・肥料の低減に向けて、持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図ります。

<生垣設置>



<事業所の敷地内緑化>



○市民の役割

身近で豊かな緑づくりの推進のため生垣設置、花のある身近な環境づくりを進めます。また、家庭菜園や庭での除草剤や肥料は、適正使用に努めます。

○事業者の役割

身近で豊かな緑づくりの推進のため、工場や事業所などにおける敷地内緑化の整備を進めます。併せて肥料や除草剤は、適正使用に努めます。

2) ビオトープ*などの整備、管理や啓発

○行政の役割

稲沢公園内の芝生広場、樹林、散策路、池や日光川・須ヶ谷川桜つつみの桜ネックレスなど、地域に根差した憩いの場を整備しています。また、一定の敷地面積を持つ新規に整備する公共施設においては、一定割合の緑地を確保し、街路樹及び公共施設内の緑地の適切な管理を行います。また、ビオトープなどの整備により、緑や水がつながり、生物のすみかが広がるため、市民や事業所への啓発にも努めます。

○市民の役割

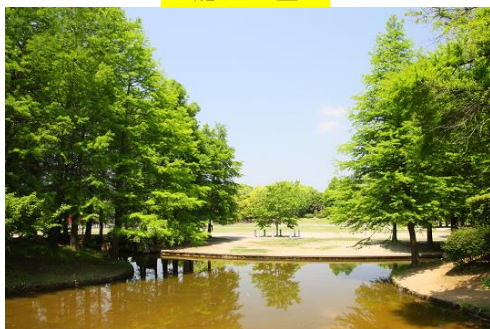
ビオトープの管理において、ボランティア活動として参画します。

○事業者の役割

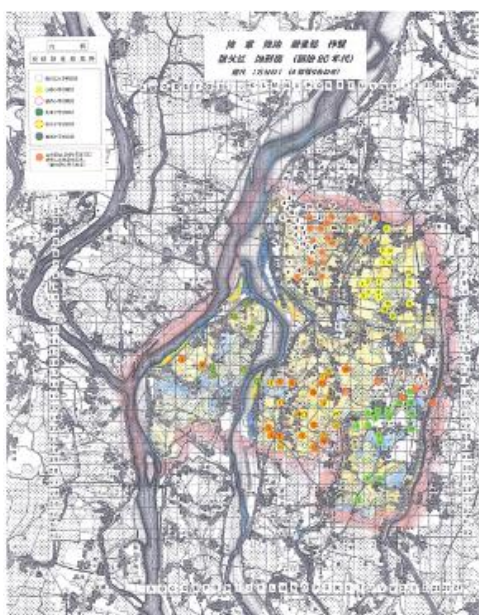
工場や事業所等の敷地内で、ビオトープや水辺の整備、管理を進めます。

稲沢市内では「ビオトープながおか」「豊田合成平和町工場ビオトープ」の2箇所が、環境省の自然共生サイトに認定されています。

<稲沢公園>



<平和桜ネックレス>



明治 20 (1887)年頃の祖父江地形図

当時の地形に、現在のホテルの生息箇所を色丸で表したものの。

地図提供:

NPO 法人祖父江のホテルを守る会

ビオトープ 語源は、ギリシャ語の Bio (命) + Topos (場所) で、生き物の住む空間の言葉となった造語です。生物が息できる生態系のまとまりのある空間 (場所) を意味するドイツ生まれの概念です。

(3) 外来種対策

外来種は、人為の影響により、本来の生息地から、元々は生息していなかった地域に入り込んだ生物のことです。反対に元々その地域に自然分布していた生物は在来種と呼ばれます。特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(外来生物法)において、「外来生物」は国外由来の外来種のみを指し、「外来種」は由来の国内外を問わず、本来の生息地とは違う地域に生息している生物を指します。

ヌートリアなどは、意図的導入として、毛皮の利用のために家畜として輸入されましたが、海外との船舶の往来の際に入り込もうとしているヒアリは非意図的導入です。

ペットや家畜、園芸植物などの多くは外来種であり、世界中で多種多様な外来種が導入されています。それらの内のわずかな生物が野外に定着し、分布を拡大させ、ときには、天敵の不在により広く繁殖してしまうことがあります。ミシシッピアカミミガメがその例です。

外来生物のうち、生態系や農林水産業、人の生命・身体に被害を及ぼしているものや及ぼすおそれのあるものの中から、外来生物法に基づき指定された生物を特定外来生物と言います。アライグマやヌートリアなどがその例です。

特定外来生物に指定されたものについては、以下の項目が規制されます。



(資料) 環境省HP

○行政の役割

緑地などの整備時には、外来種の導入を避け、在来種の積極的な利用を促進します。

また、特定外来生物などの無許可での飼育や栽培の禁止などを啓発し、野外へ放したり、植えたりしないよう啓発に努めるなど、生態系のバランスを崩すことが知られる外来生物の防除に係る普及啓発事業を推進します。

○市民の役割

動物を飼育する場合は、法律に基づいて飼育し、最後まで飼育します。

○事業者の役割

工場や事業所などにおける敷地内で、外来種の導入を避け、在来種の利用を促進します。

【特定外来生物】



セアカゴケグモ



ヒアリ (資料) 環境省



ヌートリア (資料) 環境省 HP



アライグマ (資料) 環境省 HP



オオキンケイギク



アメリカザリガニ

(4) 人と自然との豊かなふれあいを実現する仕組みづくり

私たちは、自然とふれあうことで心が癒され、自然を大切にする心を育みます。そして、生活環境の中でふれあう身近な生き物に対する愛情や弱いものを守る心が芽生えて豊かな心が宿り、いのちの尊さを学びます。

自然を通して次世代に豊かな心を引き継ぐため、ふれあいの機会づくりの増進を図り、人と自然とのふれあいの確保を目指します。

<稲沢公園を活用した市民イベント>



<稲沢サンドフェスタ>



○行政の役割

ホタル保護活動などを通じて、自然ふれあいフィールド管理を行っている団体や、尾張西部生態系ネットワーク協議会と連携して、自然とのふれあいイベントを開催します。また、身近な動植物の生育・生息状況などに関する市民環境調査などの開催を検討します。さらに、自然観察会、水生生物調査などの自然を学ぶ環境学習事業を実施します。

<祖父江のホタルを守る会の実験田>



<自然観察会>



○市民の役割

自然とのふれあいイベントや自然観察会に積極的に参加するとともに、身近な動植物の生息・生育状況などについて、情報提供します。また、多様な生物が生息・生育するピオトープ作りへも参加・協力します。

○事業者の役割

自然とのふれあいイベントや自然観察会に積極的に参加するとともに、身近な動植物の生息・生育状況などについて、情報提供します。また、多様な生物が生息・生育するピオトープが敷地内に創出できないか、研究します。

(5) 広域的な取組

生物の多様性は、行政の区域内だけではなく、広域的に理解し、取り組んでいくことが望まれます。稲沢市は、NPOや団体、事業者などとともに尾張西部地域において平成28（2016）年11月22日に発足した下記の協議会の会員として活動しています。

尾張西部生態系ネットワーク協議会

いのち ～サギやケリの舞う生命の豊かな尾張平野をめざして～

平成22（2010）年の「生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)」を契機として、県が県内9地域（東部丘陵・尾張北部・尾張西部・知多半島・西三河・西三河南部・東三河・渥美半島・新城設楽）で設立した組織のひとつです。

（目的）規約第2条より抜粋

尾張西部地域において「生態系ネットワークの形成（生きものの生息・生育空間を適正に配置し、つながりを確保すること）」を推進するとともに、本地域で活動する多様な団体の取組を有機的につなげ、協働する仕組みを構築することにより、将来にわたって生物多様性の確保に寄与することを目的とする。

（事業）規約第3条より抜粋

- (1) 生態系ネットワークの推進
- (2) 地域づくりの推進
- (3) 生態系及び環境に関する教育の普及
- (4) 生物多様性の保全及びその持続可能な利用に関する調査研究
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

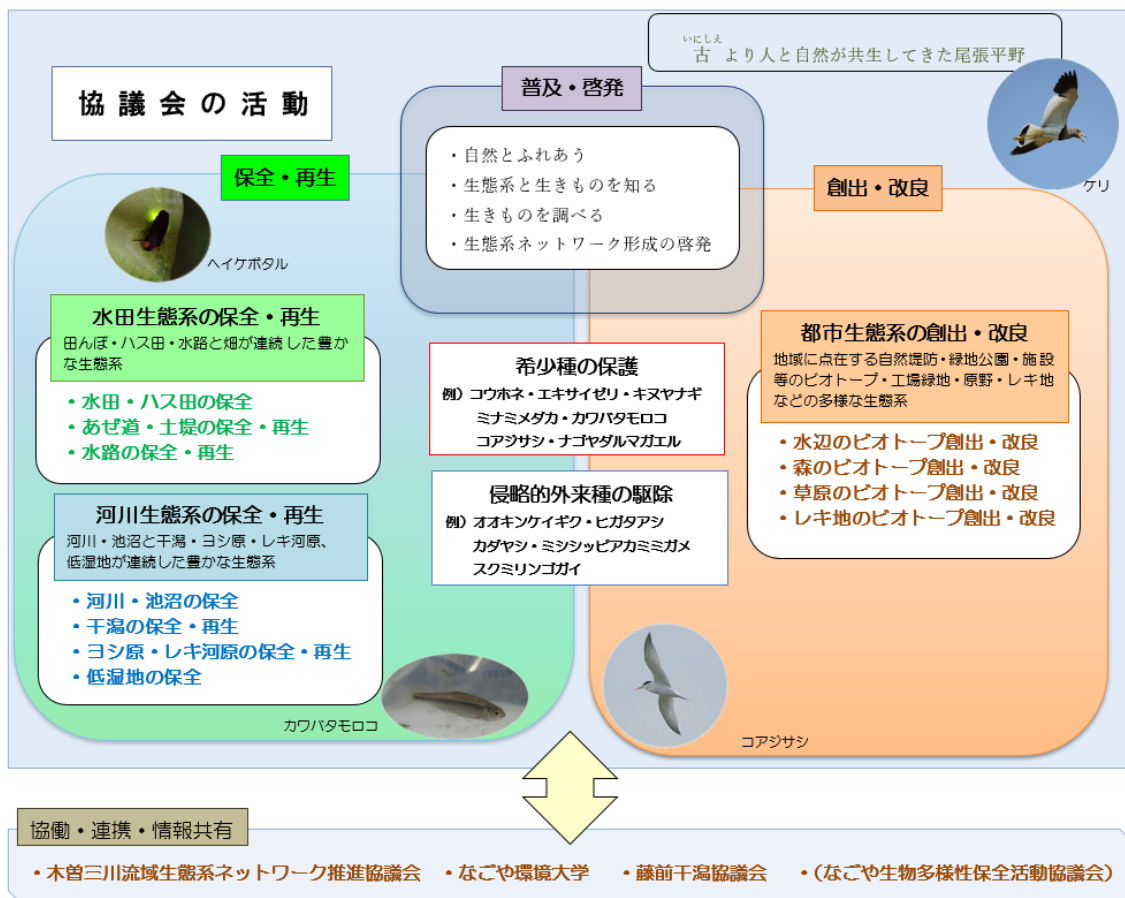
（課題）

- ・ 生物多様性や生態系への関心度の低下
- ・ 農法の変化による田園環境の移り変わり生きものの減少
- ・ 都市化による土地利用の変化にともなう農地や樹林などの自然環境の減少
- ・ 河川環境の変化にともなう河川の生きものの減少
- ・ 地域の環境に悪影響を与える外来種の侵入と拡大



【撮影者：伊藤利春氏】

チュウサギ



(活動の具体例)

- ※自主的に補助金を活用し、活動しています。
- ・県生態系ネットワーク形成事業交付金の活用例
企業調整池を活用した市民参加型生態系ネットワーク形成
ビオトープ現地ワークショップ
- ・県環境活動・学習推進事業交付金の活用例
にぎやか田んぼ現地ワークショップ
尾張西部自然を学ぶバスツアー
尾張西部生態系ネットワーク形成フォーラム2017

〈ビオトープ概要図〉



豊田合成(株)平和町工場内

(今後の方針)

尾張西部生態系ネットワーク協議会の多様な団体とのつながりを維持する。
動植物関連の専門性の高い団体と連携し、市の施策に反映していく。
市民の快適な生活環境の保全と両立できる方策を、各団体とともに検討していく。

第5章 戦略の推進

(1) 推進体制

環境基本計画の一部として生物多様性いざわ戦略を位置付けるため、環境基本計画の推進体制と同様です。

①市民、事業者、市の協働^{*}体制

市民、事業者、市の各主体が、情報や問題意識を共有し、互いに連携を図りながら生物多様性に配慮した取組を実践していく必要があります。そのため、市民、事業者、市の協働体制として、それぞれの代表者から構成される「稲沢市環境審議会」を設置します。稲沢市環境審議会では、環境基本計画に関することや環境の保全に関する基本的事項の調査審議、計画の進行管理を行います。

また、各主体が情報を共有化し、緊密な連携が図られるよう、市は、SNSなどを活用した情報発信を行うとともに、各種のイベントなどによる啓発活動や環境学習などの充実に努めます。さらに、地域や各種団体などにおいて、生物多様性に関する身近な活動を実践する市民グループ、事業者グループを育成するとともに、グループ間のネットワーク化を図り、協働体制の構築に努めます。

市民、事業者は、個々の取組を地域や団体などのグループの取組に、ひいては全市的な取組へと展開するために、既存の組織を活用したり新たな組織を設置することにより、情報の交流や意識の向上を図る体制づくりを行います。

②市における推進体制

市の実施する取組について PDCA（次頁）サイクルに基づき、計画の推進・管理を行うとともに、稲沢市環境行政推進会議において、庁内の関連部局の調整を図りながら、総合的かつ計画的に各種の取組を推進します。

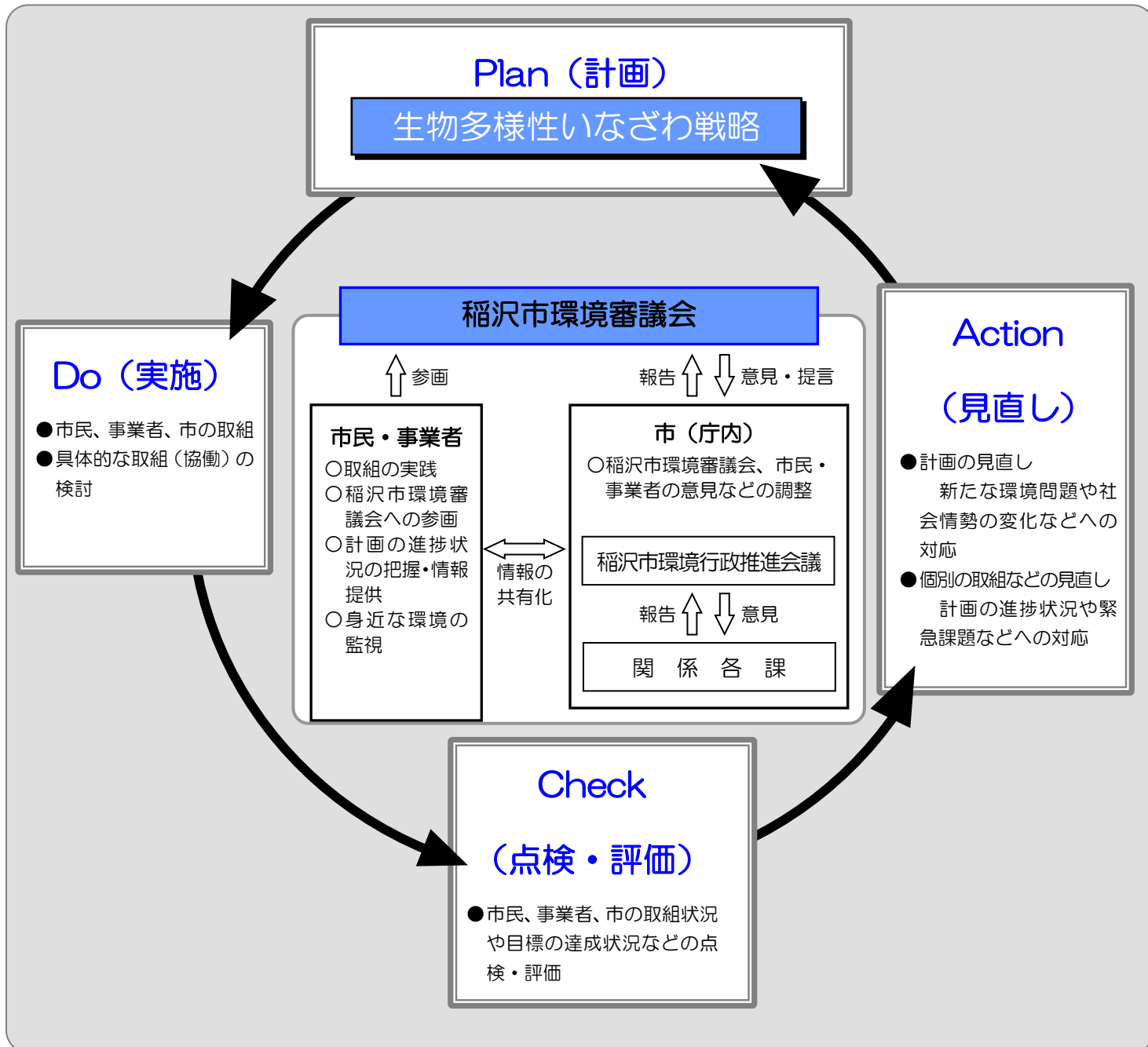
③広域的な協働・連携

広域的な対応が必要な問題に対しては、国、県、周辺市町村と連携を図るとともに、生物多様性に関する情報の共有や各種の調整などを行い、広域的な視点から迅速かつ適切な処置を講じます。

協働 市民、事業者、市などの複数の主体が、対等な立場でそれぞれの特性を認め合い、生かし合いながら、地域の課題解決など共通の目的に向けて協力し、共同して働く姿を表しています。

(2) 進行管理の方法

計画の推進体制・進行管理とPDCAサイクル

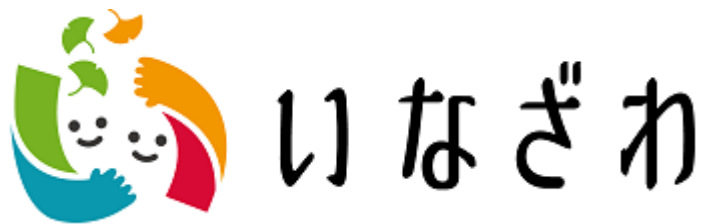


— 参考資料 —

生物多様性国家戦略 2023-2030
農林水産省生物多様性戦略（令和5（2023）年改定）
あいち生物多様性戦略 2030
生物多様性 2050 なごや戦略
生物多様性おきなわ戦略



サリオパーク祖父江の冬景色 カワウの群れ



生物多様性いなざわ戦略



令和6（2024）年4月発行

稲沢市経済環境部環境保全課

〒492-8391 愛知県稲沢市中野川端町74番地

TEL 0587-36-3710 (ﾀﾞｲﾔﾙ)

